

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年10月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第46号

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条保護課の項第1号中「支援給付」の右に「及び配偶者支援金の支給」を加える。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)